

知的所有権ニュース（2022年10月）

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

コロナ禍や戦争は、世界にどのような影響を与え、それ以前とは異なるどのような不可逆の変化をもたらすのか、今が歴史の重要な転換点になるのかも知れません。核兵器に関する理想通りの変革が難しいのであれば、新たな技術が核兵器を無効にするような事態を願うしかないのでしょうか。人類が生み出す新たな技術が、せめて病気や戦争の実態を好ましい方向に変えていくことを望みたいと思います。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。 三枝

1. 知財高裁の大合議判決（令和4年10月20日判決）

令和2年（ネ）第10024号において、「椅子式マッサージ機」の特許に関し、「特許法102条2項による推定が一部覆滅される場合であっても、当該推定覆滅部分について、特許権者が実施許諾をすることができたと認められるときは、同条3項の適用が認められると解すべきである。」とされました。

判旨は以下のように示されています。

- (1) 特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、特許権者がその侵害行為により損害を受けたものとして、特許法102条2項が適用されるべきところ、特許権者が、侵害品と需要者を共通にする同種の製品であって、市場において、侵害者の侵害行為がなければ輸出又は販売することができたという競合関係にある製品を輸出又は販売していた場合には、当該侵害行為により特許権者の当該製品の売上げが減少したものと評価できるから、上記事情が存在するものとして、同項が適用される。
- (2) 特許法102条2項による推定が一部覆滅される場合であっても、当該推定覆滅部分について、特許権者が実施許諾をすることができたと認められるときは、同条3項が適用される。
- (3) 特許法102条2項の推定の覆滅事由のうち、特許発明が侵害品の部分のみに実施されていることを理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については同条3項の適用を否定したが、市場の非同一性を理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については同項の適用を認める。

2. 最高裁第一小法廷判決（令和4年10月24日判決）

音楽教室の運営者と演奏技術等の教授に関する契約を締結した者（生徒）のレッスンにおける演奏に関し上記運営者が音楽著作物の利用主体であるということとはできないとされました。

令和3年（受）第1112号の音楽教室における著作物使用に関わる請求権不存在 確認請求事件について判決が言い渡され、上告が棄却されました。これにより、知財高裁の大二審判決が確定しました。この判決では、音楽教室等において生徒のレッスン時の演奏に関し、原審と同じ趣旨で、音楽教室の運営する者が著作権の利用主体ではないことが是認されました。

「演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当である。被上告人らの運営す

る音楽教室のレッスンにおける生徒の演奏は、教師から演奏技術等の教授を受けてこれを習得し、その向上を図ることを目的として行われるのであって、課題曲を演奏するのは、そのための手段にすぎない。そして、生徒の演奏は、教師の行為を要することなく生徒の行為のみにより成り立つものであり、上記の目的との関係では、生徒の演奏こそが重要な意味を持つのであって、教師による伴奏や各種録音物の再生が行われたとしても、これらは、生徒の演奏を補助するものにとどまる。また、教師は、課題曲を選定し、生徒に対してその演奏につき指示・指導をするが、これらは、生徒が上記の目的を達成することができるように助力するものにすぎず、生徒は、飽くまで任意かつ自主的に演奏するのであって、演奏することを強制されるものではない。なお、被上告人らは生徒から受講料の支払を受けているが、受講料は、演奏技術等の教授を受けることの対価であり、課題曲を演奏すること自体の対価ということとはできない。

これらの事情を総合考慮すると、レッスンにおける生徒の演奏に関し、被上告人らが本件管理著作物の利用主体であるということとはできない。」

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

※弊所担当の相談日は以下の予定です。なお、担当が変更される場合があります。

令和4年10月27日（木） 松本市役所
令和4年11月24日（木） 松本市役所
令和4年 1月20日（金） 飯田商工会議所
令和4年 2月17日（金） 飯田商工会議所
令和4年 3月17日（金） 飯田商工会議所

・諏訪圏特許事務所連合会による無料発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：随時：予約連絡先：0266-72-2800（予約のみ対応）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533（現時点では予約があった場合のみ対応）

※弊所担当の相談日は以下の予定です。

令和4年11月14日（火） テクノプラザおかや
令和5年 2月16日（木） 諏訪商工会議所
令和5年 3月22日（火） テクノプラザおかや